

# 平成28年2月開催『区画道路の意見交換会』のご質問・ご意見

東名ジャンクション周辺地区の道路ネットワークの配置(案)における拡幅・新設の必要な区画道路沿道の皆様を対象に、平成28年2月に開催した意見交換会において、参加者の皆様からいただいたご質問・ご意見をとりまとめました。

## 【開催概要】

(対象者)道路ネットワークの配置(案)において、拡幅・新設の必要な区画道路沿道の皆様

(開催日)平成28年2月1日(月)・3日(水)・5日(金)・8日(月)・12日(金)

(区画道路の路線ごとに開催日を分けて行いました。各開催日の対象路線については下図をご参照ください。)

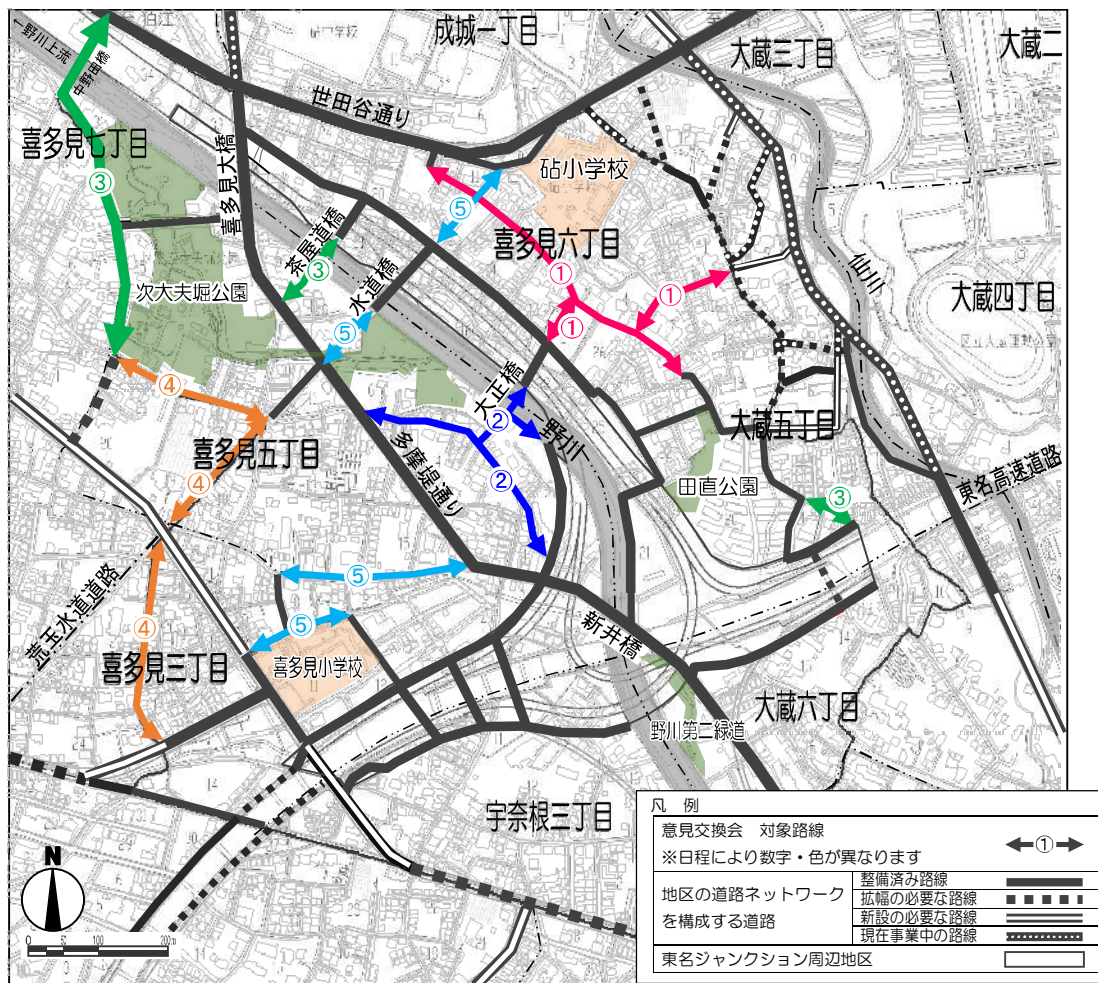
(時間)午後7時～8時30分

(会場)喜多見東地区会館

(参加者数)

開催日	参加者数
グループ① 平成28年2月 1日(月)	32名
グループ② 平成28年2月 3日(水)	12名
グループ③ 平成28年2月 5日(金)	7名
グループ④ 平成28年2月 8日(月)	3名
グループ⑤ 平成28年2月12日(金)	14名

(各開催日の対象路線) ※路線ごとにグループ①～⑤に分けております。



## 【ご質問・ご意見について】

(ご質問・ご意見の整理の考え方)

いただいたご質問・ご意見は以下の5つに分類し、整理いたしました。ご質問については、区の考え方を記載しております。

各ご質問・ご意見の末尾には発言のあったグループを記載しております。また、参加者に配布した「感想・意見シート」にご記入いただいたご質問・ご意見についても概要を記載しております。

◆区画道路に関する事	…2
◆通過交通に関する事	…7
◆地区計画に関する事	…8
◆土地区画整理事業を施行すべき区域に関する事	…8
◆その他街づくりに関する事	…9

## ◆区画道路に関する事

### 【ご質問】

- ・なぜ、この地区に区画道路（幅員6mの道路）の整備が必要なのでしょう。（グループ①）
- ・本路線を幅員6mに整備することは決定でしょうか。（グループ①）
- ・現状の幅員でも車がすれ違えます。6mに拡幅しなくてもよいのでしょうか。（グループ④）
- ・道路をつくとメンテナンスしていかなければなりません。世田谷区全体の道路率を増やすために、区画道路を整備する必要はないのでしょうか。（グループ⑤）
- ・幅員6mの道路の必要理由は「消防車が円滑に消防活動を行えるようにするため」との説明でしたが、意見交換会の終了後に個別に伺った話では、「消防署に話しを聞いたところ、『過去に4m幅員がなくて消防活動に支障をきたしたことはあるが、6m幅員がないために支障をきたしたことはない』とのことだった」ということでした。「望ましい」のは理解できますが、「どうしてもやらなくてはいけない」事業とは思えません。（感想・意見シート）
- ・高齢化が進み、車を運転する人は減っていくでしょう。そんな時代の中、この事業に限らず、道路の新設・拡幅がこれ以上必要なのでしょう。（感想・意見シート）

(区の考え方)本地区は、幅員の狭い道路で街区が形成されているなど、基盤が整っていない課題があります。道路が持つ機能には延焼防止や消防活動のスペース確保等の防災機能、円滑な交通処理のための交通機能、通風、採光のための空間機能、都市の骨格を形成する市街地形成機能の4つがあり、これらの機能を発揮し、また地区の課題を解決するためには幅員6mの道路によるネットワークの形成が必要と考えております。

- ・なぜ、この路線で拡幅を行うのでしょうか。（グループ①）
- ・市街化予想線がかかっている道路が近くにあるのに、どうして市街化予想線のかかっていない道路が区画道路になったのでしょうか。（グループ①）
- ・市街化予想線と道路ネットワークの配置(案)が違うのはなぜでしょうか。（グループ①）
- ・土地区画整理事業を施行すべき区域（以下、「すべき区域」という。）における市街化予想線と道路ネットワークの配置(案)が異なっています。整合性は図られていますでしょうか。（グループ①）
- ・道路ネットワークの配置(案)を変更する可能性はあるのでしょうか。（グループ②）

(区の考え方)世田谷区の道路網の段階的な構成イメージとして、幅員6mの道路は概ね250m間隔で配置されることが望ましいとしております。区画道路の位置については、地区内に既に存在している幅員6m以上の道路の位置や外環の周りに整備される機能補償道路の位置、隣接する大蔵地区とのネットワーク等を考慮して、道路ネットワークの配置(案)をまとめました。

- ・ 拡幅の考え方を確認したい。(グループ①)
- ・ 前面道路が幅員4mの場合、拡幅により減少する敷地はどの程度になりますか。(グループ①)
- ・ 公平に整備されるのでしょうか。(グループ②)
- ・ 道路が曲がっている場合、どのように整備するのでしょうか。(グループ④)

(区の考え方)基本的には、現在の道路の中心から両側3mずつ拡幅し、幅員6mの道路となります。そのため、敷地への影響は1m程度となります。なお、水路等の状況によって異なる場合があります。

- ・ どの場所を基点に250mという間隔を配置しているのでしょうか。(グループ①)

(区の考え方)世田谷通りや多摩堤通り、補助216号線の位置を踏まえ、地区幹線道路等に囲まれた東名ジャンクション(仮称)を中心に配置しております。

- ・ 茶屋道橋は喜多見大橋、水道橋に挟まれ防災の観点から必要とされる幅員6m道路の間隔よりきわめて狭い配置と見受けられます。また、交差点が多摩堤通りの三叉路の手前となり、交差点の形状が不自然になると想像しますが、拡幅の必要な利用は如何なるもののでしょうか。(感想・意見シート)

(区の考え方)区画道路の250m間隔の配置や機能補償道路との接続を踏まえ、生活に定着した既存道路を活かしていく観点から、茶屋道橋を拡幅の必要な路線に位置づけております。

- ・ 喜多見小学校のすぐ裏に幅員6mの道路は2本あるのに、なぜいかだ道を位置づけるのか。(グループ⑤)

(区の考え方)区画道路の250m間隔の配置を踏まえ、補助125号線と多摩堤通りを接続する路線として、生活に定着している既存道路を活かしていく観点から、いかだ道を拡幅の必要な路線に位置づけております。

- ・ 近隣に道路が拡がっているところがあるので、接続のしやすさなどを考えると他の路線の方がよいのではないのでしょうか。(グループ①)
- ・ 既に拡幅して建築されたところがありますが、この計画を知っているからでしょうか。(グループ①)

(区の考え方)道路ネットワークの配置(案)に基づくものではなく、建築基準法の規定により道路中心から2m拡幅した箇所や開発行為等により拡幅した箇所があります。

- ・ 水路を蓋かけしている箇所が現在歩道として利用できますが、水路を含めて幅員6m道路として整備した場合、全て車道でしょうか。歩道が整備される可能性はありますか。(グループ②)

(区の考え方)水路の部分も含めて道路状に整備している事例もあります。整備の手法については、水路の状況を踏まえ、今後検討していきたいと考えております。

- ・ 幅員6mの道路の場合、白線の外側は歩道という位置づけでしょうか。(グループ②)

(区の考え方)幅員6mの道路では、白線を引く場合と引かない場合がありますが、白線の外側は車道という扱いになります。

- ・ 橋を道路整備と合わせて、もしくは先行して整備すべきです。区画道路の整備が事業化した際に、橋の整備が先行している方が住民も協力しやすいのではないのでしょうか。(グループ③)

(区の考え方)関係機関と調整し、今後検討していきたいと考えております。



- ・区画道路整備により敷地が減った結果、既存の建物の延べ床面積が確保できない場合、どう対応するのでしょうか。(グループ③)

(区の考え方)区画道路整備により敷地が減少した場合の建替えへの影響も考え、街づくりの計画を検討していきます。

- ・路線の関係者が全員で整備に反対すれば、拡幅は行われないのででしょうか。(グループ①)
- ・住宅を建築したばかりであり区画道路整備には反対ですが、それでも整備は行うのでしょうか。(グループ①)
- ・すべき区域の解除を目指さなければ、道路拡幅は必要ないのでしょうか。(グループ①)
- ・区画道路整備に反対があった場合でも、整備は行うのでしょうか。(グループ③)

(区の考え方)地区全体が土地区画整理事業を施行すべき区域内であり、基盤が整っていないなど、地区全体の安全性等を考慮すると、区画道路の整備が必要だと考えており、今後も皆様からご意見を伺いながら、検討していきたいと考えております。

- ・なぜ、すべき区域の指定から約 50 年が経過したこのタイミングで、区画道路の整備を行わなければならないのでしょうか。(グループ①)
- ・なぜ今このタイミングで行うことにしたのでしょうか。(グループ①)

(区の考え方)外環の事業化を契機に街づくりを進めております。本地区は、幅員の狭い道路で街区が形成されているなど、基盤が整っていないなどの課題があり、課題解決等のため地区計画など街づくり計画の作成に取り組んでまいります。

- ・いつから区画道路整備が行われるのでしょうか。(グループ①)
- ・建替えに合わせた空間確保の場合、どの程度の時間軸で実施されるのでしょうか。(グループ②)
- ・区画道路整備は、いつまでに完成が目標でしょうか。(グループ③)
- ・外環が出来ても、区の道路や公園がいつまで経っても出来ないということではいけないと思います。整備スケジュールを確認したい。(グループ⑤)

(区の考え方)地区内の道路ネットワークを含めた地区計画などの街づくり計画の決定を行った後、区画道路を整備していきたいと考えております。なお、道路事業による道路空間確保の場合は、事業がスタートしたところから、例えば10年と期間を設定し、期間内に区画道路を整備できるよう用地確保を行います。一方、建替えに合わせた道路空間確保の場合は、皆様の建替えのタイミングに合わせて用地の確保などを行います。期間を決めて区画道路を整備するのか、建替えの時期に合わせて整備するのか、道路整備の手法により完成時期は大きく異なります。

- ・道路用地の取得方法を確認したい。(グループ②)
- ・幅員4mに満たない道路に建築している建物は、区画道路整備ではその部分を寄付しなければならないということでしょうか。(グループ②)
- ・整備手法は、大蔵地区と同じでしょうか。(グループ③)
- ・寄付となる敷地と、買収となる敷地の区別がよくわかりません。(グループ④)

(区の考え方)建築基準法により確保しなければならない道路幅員4m以内に含まれる土地については、寄付とさせていただきます。それ以外で道路となる部分について、隣接する大蔵地区では、土地や建物等の移転にかかる費用を補償しており、本地区での用地取得方法は、この考え方を基本に、地域の皆様のご意見を踏まえながら検討していきます。

・分譲マンションの場合、共有で権利を持っているが、全権利者が承諾しなければ道路整備ができないのではないのでしょうか。(グループ③)

(区の考え方)マンション敷地の一部を買収する場合、全所有者の方々と同時期の契約となります。

・沿道の建物や住民への対応についての考え方を伺いたい。(グループ①)

・補償に係る部分が全く示されていません。そこまで示すべきではないのでしょうか。もし、土地を取られるのであれば、全て買い取ってほしい。(グループ①)

(区の考え方)道路空間の確保の方法により異なりますが、地区計画決定後、測量を行い、位置や面積を確定させた上で、補償の内容についてご説明させていただくこととなります。

・拡幅線内に浄化槽が設置されている場合、どのように取り扱われるのでしょうか。(グループ①)

(区の考え方)補償の内容は、道路空間の確保の方法により異なりますが、道路事業による空間確保は、建築物や水道、浄化槽といった設備など道路として整備するにあたり移転が必要な場合、補償を行います。隣接する大蔵地区では、この方法で道路空間を確保しております。

・先行して進める路線になっていない路線の道路整備はいつ行われるのでしょうか。(グループ④)

(区の考え方)都市計画道路補助125号線や区の道路事業の進捗状況等を踏まえ、進めていきたいと考えております。

・道路ネットワークの配置(案)はいつ示されたものなのでしょうか。(グループ①)

(区の考え方)平成26年3月発行の街づくりニュース第9号に道路ネットワークの案(たたき台)をお示しし、平成27年12月発行の街づくりニュース第11号に、今回の道路ネットワークの配置(案)をお示しました。

・機能補償道路の幅員はどの程度となりますか。いつできるのでしょうか。(グループ①)

(区の考え方)外環事業者が整備する機能補償道路の幅員については、路線によって異なりますが、概ね幅員6mと聞いております。完成は外環の事業完了と同時期と聞いております。

・区画道路整備は機能補償道路整備と同時に行うのでしょうか。(グループ③)

(区の考え方)機能補償道路の完成は、外環の事業完了と同時期と聞いております。区画道路については、地区計画決定後に調整を図りながら進めてまいります。

## 【ご意見】

- ・道路の位置、拡幅の方法、補償の考え方、通過交通対策等の整備後の考え方を示すべきです。この計画により不動産売買に支障をきたすことも想定されるため、進めるのであれば早く進めるべきです。(グループ①)
- ・公平に整備するのであればよい。(グループ②)
- ・敷地の減少が約1mということであれば、建物を壊す必要がなく、敷地面積も確保できるので、整備について反対ではありません。(グループ④)
- ・喜多見まちづくりセンターの南西側の道路は住民の利便性を向上させる上で、水道道路と多摩堤通りを結ぶ路線は区画道路として必要だと思います。(グループ⑤)
- ・消防団に所属していたとき、地区内で全焼する火事があった。基盤整備は、防災の観点から必要なものは整備していただきたいし、その理由はしっかりと説明していただきたい。(グループ⑤)
- ・大蔵地区の事業が始まったことは感じますが、なかなか進んでいません。大蔵地区の事例を見ると、いつになったら終わるのかわかりません。いつまでにどれだけ整備するかを示していただきたい。(グループ⑤)
- ・今回の意見交換会では、幅員6mの道路の必要性がわかりませんでした。(感想・意見シート)
- ・道路を広げると、駐車場が削られ、車が置けないため、同意できません。(感想・意見シート)
- ・「消防車は4mで入れる」と説明のあった通り、幅員6mの道路を望んでいる住民より、敷地を削ってまで幅員6mにする必要なし、という反対意見が多く出ました。(感想・意見シート)
- ・住民の望まない計画を強引に進めるのは納得できません。ルールや補償の前に「このままで良い」という意見を無視しないでいただきたい。(感想・意見シート)
- ・計画にあたり、東名ジャンクション(仮称)は何年ごろ開通、近隣整備は何年ごろ完成という目標設定はできないもののでしょうか。時間だけでも近隣住民が認識を共通すればもう少し行動が具体化されると思います。例えば、住んでいるマンションも長期修繕を繰り返すべきか、建替えの計画を推進すべきか判断に迷います。(感想・意見シート)

## ◆通過交通に関すること

### 【ご質問】

- ・幅員が6mとなると、通過交通が増え、安全性が低下するのではないのでしょうか。(グループ①)
- ・既に地区内では、通過交通が存在します。幅員6mの道路整備により、さらに通過交通が増えるのではないのでしょうか。(グループ①)
- ・拡幅により、通過交通など交通量が増え、安全性が低下してしまうのではないのでしょうか。(グループ②)
- ・拡幅すると交通量が増えるのではないのでしょうか。(グループ④)

(区の考え方)地区周辺では、世田谷通りや補助216号線などの都市計画道路を概ね1km四方に配置しており、これらの路線が整備されれば、主要な交通は都市計画道路が担い、通過交通は抑制されると考えております。

### 【ご意見】

- ・世田谷通り沿いにある東宝前交番の南の路線(旧:世田谷通り)は、スクールゾーンとなっていますが、車両の通行が見られます。(グループ①)
- ・ゾーン30は、ほとんど認識されていないと思います。部分的に車両通行部分の幅員を狭くしても、そこを抜けたらスピードを出す車が多く、効果も薄いのではないのでしょうか。例えば、アメリカでは住宅街の走行速度の時速10km程度への制限や、制限速度を越えた際に光る装置のようなものの設置を行っています。(グループ①)
- ・対象の路線は、通学路になっています。児童が通る道路を幅員6mに拡幅するのは危険です。子どもがよくこの路線を使っているが、道路が広がると危なくて使わせられません。街づくり方針に「安全・安心」とあるが、誰のための「安全・安心」なのですか。子供の安全を考えると、ない方がよいというのが本音です。(グループ①)
- ・過去に、大蔵病院(現:成育医療研究センター)前の道路の渋滞により、通過交通が問題となったことがありました。そういった過去を踏まえ、対応していただきたい。(グループ①)
- ・現状、一方通行の路線が幅員6mに拡がり相互通行になった場合、さらに抜け道として利用される可能性があります。また、対象路線は小学校の通学路でもあり、幅員が拡がれば走行速度も速くなり、徐行しなくなるため、危なくなると思います。(グループ⑤)
- ・警察や交通安全協会の考えも聞かなければならないが、拡幅することで水道道路と多摩堤通り間の交通が円滑になるのではないのでしょうか。多摩堤通りと水道道路の交差点はよく混んでいます。(グループ⑤)



## ◆地区計画に関すること

### 【ご質問】

・地区計画は誰が決定するのですか。住民主体でつくるものでしょうか。(グループ①)  
(区の考え方)都市計画法に基づいて区が決定します。これまでに実施した街づくり検討会や、今回のような意見交換会などの場で地域の皆様のご意見を伺いながら、合意形成を図ってまいります。

・今後作成する地区計画(たたき台)は法的拘束力はあるのでしょうか。(グループ①)  
(区の考え方)地区計画(たたき台)には法的拘束力はありません。

・地区計画による街づくりへの転換は、必要なのでしょうか。(グループ②)  
(区の考え方)外環の事業化を契機に街づくりを進めております。本地区は、幅員の狭い道路で街区が形成されているなど、基盤が整っていないなどの課題があり、課題解決等のため地区計画など街づくり計画の作成に取り組んでまいります。

### 【ご意見】

・地区計画(たたき台)という表現はあいまいなため、やめた方がよい。(グループ①)

## ◆土地区画整理事業を施行すべき区域に関すること

### 【ご質問】

・すべき区域を解除しないと、どのような不都合がありますか。(グループ①)  
(区の考え方)すべき区域の指定により、市街化予想線という、将来の土地区画整理事業の施行時の道路配置を想定した線が、現状の道路位置とは関係なく基盤の目状に配置されており、市街化予想線内の建築に制限がかかります。そのため、東京都の「周辺区部における土地区画整理事業を施行すべき区域の市街地整備のためのガイドライン」を踏まえながら、土地区画整理事業に変わる手法として、地区計画を検討しています。

・もともとは、市街化予想線があり、その制限により不動産取引が進められていました。市街化予想線はどうなったのでしょうか。(グループ①)  
(区の考え方)現在も市街化予想線内の建築に制限がかかります。今後、地区計画など街づくり計画の決定に合わせ、市街化予想線を区画道路に振り替える予定です。

・すべき区域は今回の区画道路の整備で解除されるのでしょうか。(グループ③)  
(区の考え方)地区計画決定後、道路ネットワークの配置(案)として示した区画道路を整備することで、すべき区域を解除することができるようになります。

### 【ご意見】

・世界のトレンドは、車が最優先という考えは止め、文化やコミュニティが中心となっています。道路づくりイコール街づくりという考え方は、遅れています。すべき区域の計画は、50年ほど前の計画です。昭和44年の計画をあてはめることが本当に必要か、もう一度検討していくべきではないでしょうか。(グループ⑤)

・昭和44年の「すべき区域」の代替措置として、今回の地区計画が位置づけられていると理解しますが、高度成長期に発せられた「すべき区域の指定」になぜそこまで縛られなければならないのか、理解できません。「すべき区域」のうち、土地区画整理事業実施済み区域が少ない割合にとどまっていながら、その遂行を求める声が区民から特にあがっていないということは、この「すべき区域」という考え方が既に役割を終えていることの証左だと思います。(感想・意見シート)



## ◆その他街づくりに関すること

### 【ご質問】

- ・意見交換会の参加者は、賛成というように扱われてしまうのではないのでしょうか。(グループ①)

(区の考え方)そのような扱いにはなりません。意見交換会でいただいたご意見等を踏まえ、合意形成を図ってまいります。

- ・今回初めて参加しました。街づくり検討会には誰が出席していたのでしょうか。補償の話は出ていないのでしょうか。(グループ①)

(区の考え方)街づくり検討会の開催は、街づくりニュースの配布や区のホームページ等で周知を図り、応募していただいた土地・建物の所有者等にご出席していただきました。また、これまでの検討会の中では、補償などの具体的な話は出ておりません。

- ・不動産を取得する時に、今回の話は関係するのでしょうか。(グループ①)
- ・この辺の土地は30坪程度が多いと思います。仮に1m拡幅すると商品価値が下がってしまいます。もし、建物を売却しようとした場合に、制限があることで売却も難しくなるのではないのでしょうか。(グループ①)

(区の考え方)まだ都市計画法に基づく地区計画として決定していないことから、不動産取得の際の重要事項説明書の記載事項には該当しません。

- ・道路整備が行われ、すべき区域が解除されれば、用途地域も変更となると思いますが、風致地区がそのままでは、土地利用は増進せず、敷地が減少するだけになるのではないのでしょうか。(グループ③)
- ・これから道路を整備し、街並みを変えていこうという地域と、自然的景観を維持しようという風致地区は規定に矛盾を感じますがどのように解釈すればよいのでしょうか。(感想・意見シート)

(区の考え方)風致地区の自然的景観の維持の考えと地域のみどり環境との調和を図りながら街づくりに取り組んでまいります。

- ・杉並区がやっているような条例で区画道路の整備に強制力を持たせることは可能でしょうか。(グループ③)

(区の考え方)杉並区では、4m未満の道路整備の促進に関する条例の検討に取り組んでいると聞いております。いただいたご意見や他地区の事例を参考に、今後の街づくりを検討していきたいと考えております。

- ・区内から東名高速へは出入りできるのでしょうか。(グループ④)

(区の考え方)東名ジャンクション(仮称)は、東名高速と外環を接続するものであり、インターチェンジではないため、本地区内には出入口はありません。東名高速は、東京インターチェンジからご利用いただけます。

- ・補助125号線の事業化はいつ行われるのでしょうか。(グループ④)

(区の考え方)補助125号線の喜多見3丁目内を通る区間は、「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)」に位置づけられておりませんので、事業化の時期は未定となります。

- ・23区内で、本地区周辺は道路整備が遅れているのでしょうか。(グループ⑤)

(区の考え方)23区内でも世田谷区は道路整備が遅れており、砧地域は世田谷区の道路率平均14.5%に対し、12.9%と下回っており、道路整備がなかなか進んでいないことから、世田谷区として取り組んでいきたい地域の1つとして認識しております。

## 【ご意見】

- ・今回は仕事を早く切り上げて参加しています。平日の夜間開催では、参加できない人が多いのではないのでしょうか。この回とは別に、土曜や休日にも開催すべきです。(グループ①)
- ・これまでに、街づくり検討会などが開催されていたことは全く知りませんでした。本来は、沿道権利者が一番先に知らなければなりません。知らないところで決められては困ります。(グループ①)
- ・街づくりニュース第11号には「道路ネットワークの配置(案)がまとまりました」とあります。この中に「いただいた意見をとりまとめた」とありますが、今日参加している方は、検討会に参加していません。(グループ①)
- ・道路が拡幅されると固定資産税が上がリ、土地は道路として取られ、税金も増え、その地に残る人は困ります。(グループ①)
- ・このような会には、街づくり課だけでなく、建築の関係、補償の関係など専門のセクションの職員も参加させるべきです。(グループ①)
- ・計画がなくなるのかどうかの可能性を含めて、情報発信をこまめにしていただきたい。(グループ①)
- ・実際に家を削られたらどうなのかという気持ちを考えてほしい。(グループ①)
- ・世田谷通りや多摩堤通りは、片側1車線で車があふれています。このような状況下で、幅員6mの道路が整備されると抜け道になります。消防が最も正義という言い方はよくない。防災に関しては、皆が気をつけるしかありません。もっと小さい消防車をつくった方がよいと思います。(グループ①)
- ・既に建物が建っているのに建ぺい率や容積率を変えることに意味はあるのでしょうか。既に建っているのに道路として拡幅するというのは無理があります。進めるのであればもっと早く行うべきでした。街づくりといっても、拡幅の対象となる路線沿道の人嫌だと断ったら進まないと思います。そこへの対応が重要です。(グループ①)
- ・主要生活道路の整備を進めていただきたい。(グループ③)
- ・こうした場を、何度も設けられると飽きてきます。区の考えをはっきり示したほうが早く進むのではないのでしょうか。いつまでも街がきれいになりません。(グループ⑤)
- ・消防活動や子どもたちの逃げるスペースとして活用できるよう、家を建てる際に塀をつくりませんでした。幅員6mが確保されなければ、円滑な消防活動ができないと説明されても、疑問を感じます。(グループ⑤)
- ・補助125号線は一部完成後、交通量が増えました。子どもの通学時間にクラクションを鳴らされています。喜多見小学校の周辺には老人ホームとデイケア施設があり、高齢者がいかだ道を歩いている姿もよく見かけます。子どもたちや高齢者のことを考えると、補助125号線を整備する必要性がわかりません。(グループ⑤)
- ・土地区画整理事業で事業が進まないから地区計画で行うというのは住民主体の意見ではありません。(感想・意見シート)
- ・次回に意見交換会の議事録の公開を求めます。参加しただけで、賛同しておらず、反対であることを明記していただきたい。(感想・意見シート)
- ・道路をつくるよりも、人口減少を少しでも食い止めるための少子化対策、高齢になっても安心して暮らせる環境づくりだと思います。例えば、介護の現場は圧倒的人手不足です。私たちが払った税金を、この区画道路よりも、保育事業の整備やひとり親家庭の支援、高齢者・障がい者福祉などに回していただきたいと思います。そちらのほうがはるかに優先順位が高いと考えます。(感想・意見シート)